



令和7（2025）年度 清瀬市小口事業資金融資のご案内

1 清瀬市小口事業資金融資制度とは

本制度は、市内の健全な商工業等の育成と振興を図るため、事業者を対象に、取扱金融機関に融資のあっせんを行う制度です。

清瀬市では、利用者のご負担を軽減するため、融資の実行後12か月毎に利子補給を行い、東京信用保証協会及び東京都農業信用基金協会の保証料についても、一部負担（※1）致します。ただし、東京都農業信用基金協会は、農業者の農業資金のみの取り扱いとなります。

※1 利子補給及び保証料の一部負担には、一定の条件があります。

2 申込者の資格について

- (1) 個人の場合、申込時点で1年以上市内に住所を有し、かつ1年以上事業を継続していること（※2）
- (2) 法人の場合、申込時点で法人代表者が1年以上市内に住所を有していること、又は1年以上市内に主たる事業所を有していること（※2）
- (3) 払込資本金が3,000万円以下で従業員が50人以下の法人、又は個人事業者であること
- (4) 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を得られること
- (5) 個人の申込みの方で、東京都農業信用基金協会の保証を必要とする場合、その方が最終償還日時点で71歳以上の場合には、東京都農業信用基金協会の規定により連帯保証人を必要とする
- (6) 市区町村税の納税義務者であり、申込時点で納期の経過した市区町村税等を完納していること
- (7) 法人の場合、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会が必要と認めるときに限り、法人代表者である連帯保証人を必要とする
- (8) 連帯保証人は、当該法人の代表者（代表取締役）で、市区町村税の納税義務者であり、申込時点で納期の経過した市区町村税等を完納していること
- (9) 清瀬市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者でないこと

※2 償還期間中に市外に転出すると、転出日に遡って利子の補給を停止致します。

3 資金の種類

資金の種類	融資限度額	融資利率 (市負担分利子補給)	融資期間 (償還方法)	据置期間 (※5)
運転資金	700万円以内 (運転設備併用の場合 合計1,000万円) (※4)	1.8% (※6) (うち、 <u>0.85%</u> <u>を市が利子補給</u>)	6年以内 (元金均等 月賦償還) (※7)	6か月以内
設備改善資金 (※3)	1,000万円以内 (運転設備併用の場合 合計1,000万円) (※4)			12か月以内

※3 設備改善資金は、見積の段階でお申し込み下さい。車の購入は、業務車両に限ります。

※4 併用の場合も、運転資金の上限は700万円までです。

※5 据置期間は、融資期間に含まれます。

※6 融資利率は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の融資実行時の利率です。

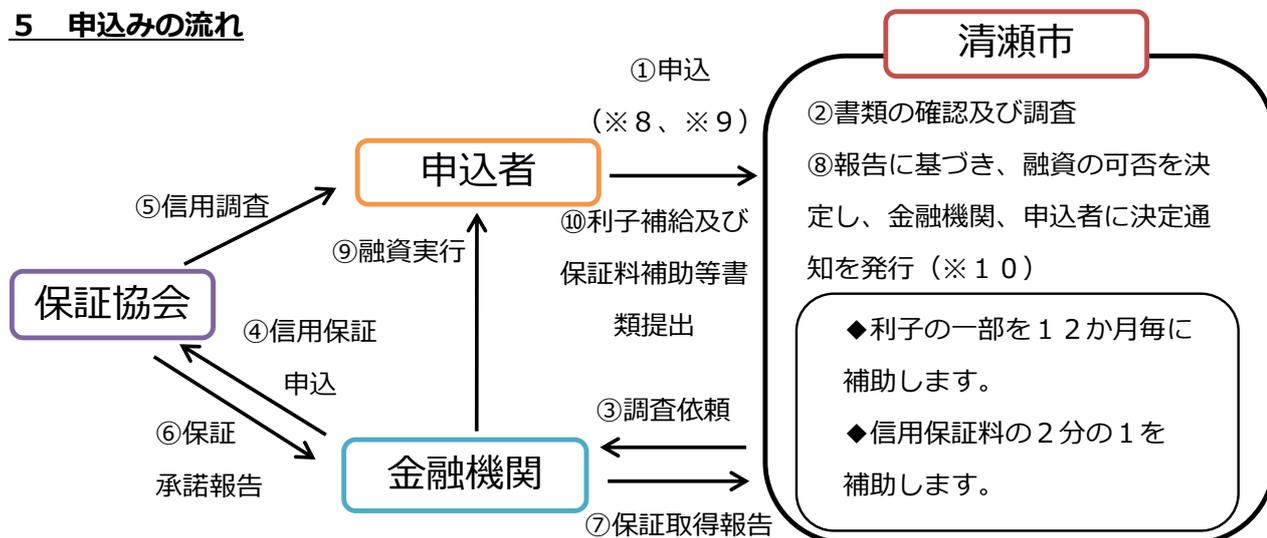
なお、金融情勢の変動によって利率等が変更となる場合がありますので、申込の際にご確認下さい。

※7 運転資金で東京都農業信用基金協会の保証が必要な場合、融資期間は5年以内となります。

4 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の信用保証料の補助

清瀬市では、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会が決定した信用保証料の2分の1を補助します。ただし、繰上完済により、信用保証料の返戻があった場合は、清瀬市が負担した割合に応じた額を市に返還して頂きます。

5 申込みの流れ



※8 申込時においては、必要書類を全て備えているものとします。

※9 申込から決定通知の発行まで、約1か月を要します。余裕をもって申込願います。

※10 設備改善資金で決定通知を受けた事業者は、工事完了後又は購入物納入後に、報告書、支払を証する書類の写し、工事前後又は購入物の写真を提出する必要があります。

6 注意事項

- (1) これから創業される方や創業1年未満の方は、創業資金融資でのお申し込みとなります。
- (2) 融資決定後、借入手続きをしなかったり、融資金を目的外に使用したり、借入時の資格要件喪失等があると、融資の決定を取り消す場合があります。
- (3) 金融機関、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の審査により、申込が否決となったり、申込額が減額となる場合があります。
- (4) 償還方法の変更、繰上完済、代位弁済等が発生した際は、速やかに産業振興課にお知らせください。
- (5) 法人において、保証人の保証を提供しないことを希望する場合、経営者保証を不要とする要件を満たす必要があります。事前に取扱金融機関へご相談ください。

7 取扱金融機関

金融機関名	所在地	電話番号
りそな銀行清瀬支店	清瀬市元町1-2-11	491-3515
三井住友銀行清瀬支店	清瀬市松山1-12-16	491-3711
みずほ銀行所沢支店	所沢市日吉町12-1	(04)2923-4111
きらぼし銀行秋津支店	東村山市秋津町5-6-1	(042)393-9611
西京信用金庫清瀬支店	清瀬市松山1-5-4	492-5415
青梅信用金庫秋津支店	清瀬市梅園3-23-23	492-5511
東京みらい農業協同組合清瀬支店	清瀬市中里3-892-7	491-3511
飯能信用金庫清瀬支店	清瀬市上清戸1-9-32	495-2010
多摩信用金庫秋津支店	東村山市秋津町5-35-23	(042)395-7221
みずほ銀行清瀬支店	清瀬市元町1-10-4	492-5811
青梅信用金庫東久留米支店	東久留米市幸町3-4-14	(042)471-1811
西武信用金庫東久留米支店	東久留米市本町3-10-8	(042)475-5311

8 申請書類

書類の名称	必要区分	
	個人	法人
清瀬市指定様式の申込書（捺印済みのもの）※1 1	○	○
代表者個人が市外在住の場合、納税証明書（3か月以内に発行されたもの、すべての市区町村税に未納がないことを証明する書類）※1 2	×	○
代表者個人が市外在住の場合、住民票（3か月以内に発行されたもの、黒塗り不可）	×	○
履歴事項全部証明書（法務局の証明印があり、かつ3か月以内に発行されたもの）	×	○
設備資金で申込の場合、見積書及びカタログ（見積書は本融資あっせんの申請日以前に発行のもの）※1 3	○	○
直近一期分の確定申告書（青色申告決算書または収支内訳書含む）の全ての写し	○	×
直近一期分の確定申告書（法人事業概況説明書含む）の全ての写し	×	○
直近一期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書含む）の全ての写し	×	○
保証人の保証を提供しないことを希望する場合、要件確認書兼誓約書の写し	×	○

※1 1 修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用できません。訂正の際は、訂正箇所
に二重線を引き、申込書と同じ印を捺印し訂正してください。

※1 2 課税されている全ての市区町村税を記載。納付が確認出来ない場合、支払を証する書類
でも可。

※1 3 既に設備を購入した場合は、本制度を申請できません。

9 本融資あっせんの申請先・問合せ先

清瀬市地域振興部産業振興課商工係

〒204-8511 東京都清瀬市中里5-842

電話番号：042-492-5111（内線2123）

10 その他の問合せ先

東京信用保証協会立川支店

電話番号：042-525-6621（代表）

東京都農業信用基金協会

電話番号：042-528-1364

